

# 選定療養費について

令和4年度の診療報酬改定により、200床以上の地域医療支援病院(当院該当)では、地域の医療機関との機能分化や連携のさらなる推進を図るため、紹介状なしで受診される場合などに、保険適用の診療費とは別に、ご負担いただくことが義務付けられている選定療養費について、10月1日より変更されますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

## 【初診時選定療養費】

医科：**7,700** 円(税込)  
歯科：**5,500** 円(税込)

## 【再診時選定療養費】

医科：**3,300** 円(税込)  
歯科：**2,090** 円(税込)

※初診時選定療養費(医科・歯科で別々に料金が発生します)  
紹介状を持参せずに当院を初診で受診される場合に、通常の診療費とは別にご負担いただく費用です。

※再診時選定療養費(医科・歯科で別々に料金が発生します)  
当院での治療により病状が安定し、他の医療機関に紹介を行った患者さんが、引き続き当院への受診を自ら希望する場合に、通常の診療費とは別にご負担いただく費用です。

### [保険給付範囲からの控除]

選定療養費を求める患者(あえて紹介状なしで受診する患者等)の初診・再診について、以下の点数を保険給付範囲から控除します

・初診:医科 200点、歯科 200点      ・再診:医科 50点、歯科 40点  
複数科初診時:144点

●当院に通院中であっても、同一日に通院中の診療中の診療科以外の診療科を紹介状または院内紹介なしで受診された場合、選定療養費をご負担いただくこととなります。

ただし、以下の方は選定療養費のご負担はありません。

- 公費負担医療制度の受給者の方(ひとり親家庭医療・こども医療の助成制度は除く)
- 特定健診・がん検診等の結果により精密検査受診の指示を受けられた方
- 緊急重篤な症例で救急車により搬送された方
- 救急・周産期関連で休日・夜間に受診し、医師により救急診療が必要であると判断された方
- 即日入院された方
- 労働災害・公務災害・交通事故などで受診される方
- 通院中の診療科から院内紹介されて新たな診療科を受診する方

病院長 福井 弘幸